

「教育大綱」の法的位置づけ

1 法律上の位置づけ

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠 法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定 主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定 方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第1期計画(平成20年7月 1日閣議決定)平成20～24年度 ※第2期計画(平成25年6月14日閣議決定)平成25～29年度 ※第3期計画(平成30年6月15日閣議決定)平成30～34年度 ※第4期計画(令和5年6月16日閣議決定)令和5年度～9年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

【教育基本法】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画(政府の教育振興基本計画)を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方

公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 大綱に関する文部科学省の考え方

(平成 26 年7月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知)

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育大綱（案）

1 大綱の期間

令和8年度～令和11年度

2 基本理念

「自立 共生 ふる里を大切にする心」

～よりよい社会作りに貢献するため、多様性を認め合いながら、
自らの将来を切り拓くことのできる生徒の育成を目指す～

3 基本方針

「学び」「育ち」のつながりを大切にし、自立して共に生きるたくましい
子どもを育てる学校教育の推進

学ぶ力の育成，豊かな心の育成，健やかな体をもつ子どもの育成をより効果的に図るために，地域とのつながりと，幼児期，小学校段階，中学校段階それぞれの「学び」「育ち」をなめらかに接続することを大切にし，連携教育の推進を図ります。また，ソフト・ハードの両面から子どもたちが夢や目標をもち安心して学習できる環境づくりを行います。